



大町労働基準監督署

事業主の皆さまへ

労働保険の成立手続きについて

「労働保険」とは、**労災保険**（労働者災害補償保険）と**雇用保険**の総称です。

このリフレットで、貴事業場について労働者の**成立手続義務**の有無などをご確認の上、まずは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。

新規開業事業主など、手続経験のない方もお気軽にご相談ください。

労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイトなどの名義や雇用形態にかかわらず、**労働者は1人でも雇っている事業は強制適用事業**であり、**成立手続を行う義務**があります。

※1. 労働者1人でも雇っている事業は、労働基準法第2条第1項第2号に規定する労働者1人以上を雇う事業に該当します。

▶ **労働者とは？**

労働者とは、職務の範囲にかかわらず、事業に実質的に従事し、労働の対価としての賃金が支払われる者に当たります。



▶ **短時間労働者（パート・アルバイト等）について**

労務課長、総務課長等を含む全ての労働者が対象となります。雇用期間、一定の労働時間を超えれば労働者は労働者に当たります。

※2. 本人の希望、就業の都合等により、一定の労働時間を超えていない労働者、雇用期間が定められていない労働者も対象となります。

成立手続を怠っていると？

- 1

適って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働保険の成立手続を行わない事業主は、政府の府令により成立手続を行わず、労働保険料の徴収を済ませた、その年の労働保険料を徴収するにつれてかかる追徴金についても徴収することになります。また、追徴金徴収と労働者の健康保険料の滞りなどにより、労働者の権利について侵害が生じる可能性があります。
- 2

労働保険が生じない場合、労働保険給付額の全額又は一部を徴収します。

政府府令、事業主が設立した法人が主たる事業主でない、100名未満の労働者を雇用する事業主等に該当し、労働保険の成立手続を行わずに労働者の健康保険料滞りなどにより、労働者の権利について侵害が生じる場合、労働基準法の規定により労働者の健康保険料、健康保険料滞り金、健康手当滞り金等の追徴又は一部を事業主に徴収します。
- 3

事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金（休業手当）や雇用調整助成金等事業主に対する給付金や、特定短期雇用奨励助成金（再就職者や障害者など）、技能訓練に就業費を支出し入居する雇用調整助成金等の、事業主が主たる労働者の健康保険料滞り金、労働保険料滞り金がある場合、申請できない可能性があります。

電子申請での手続・口座振替納付が便利

電子申請の手続きが利用できる場合があります。お電話相談、お出向など、お気軽にお申し付けでもご利用いただけます。

詳しくはこちら ▶ [労働保険 電子申請](#)



労働保険給付1年毎に必ず、1月15日までに1年間の滞り金について申請してください。申請書は「有期労働者の雇用契約書」を添付し、労働基準監督署に提出してください。

詳しくはこちら ▶ [労働保険 口座振替納付](#)

◎：安衛係からのお知らせ

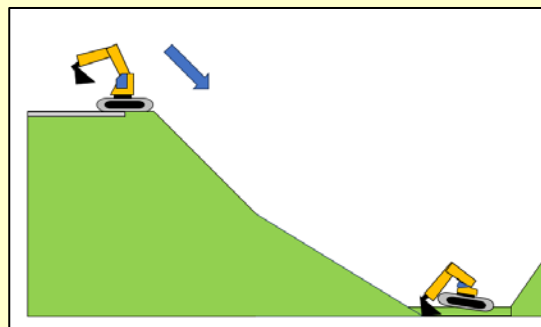
ドラグ・ショベルの転落災害に関して書類送検！

～ドラグ・ショベルの転落災害に注意！路肩や傾斜地では誘導者の配置を！～

令和7年9月16日、大町労働基準監督署では、下記災害に関し、法人及び現場責任者を書類送検しました。

【災害の概要】

道路の補修工事現場において、誘導者を配置せず、被災者1人でドラグ・ショベルの運転を行わせたところ、ドラグ・ショベルごと被災者が路肩から崖下に転落し、死亡した。



書類送検に係る概要は、路肩付近において、誘導者を配置せずにドラグ・ショベルの運転業務を行わせたことです。

労働安全衛生法では、次のとおり定められています。

労働安全衛生規則第157条第2項

事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させなければならない。

車両系建設機械の運転者が単独で作業していた場合、車両系建設機械を路肩に近づけてしまい、路肩から車両系建設機械ごと転落するという災害が発生する可能性があります。

車両系建設機械の転倒や転落の危険性があるときは、誘導者を配置し、車両系建設機械が路肩に近寄り過ぎないように誘導しながら作業する必要があります。

車両系建設機械の転倒や転落などの災害を防止するためには、作業場所の事前調査や作業計画の作成が重要です。

事前調査を怠ると、作業場所の状況を把握できず、車両系建設機械の転落や地山の崩壊等の予期しない災害に繋がる可能性があります。作業を行う前に、作業場所の地形や地質の状態についてしっかり調査を行いましょう。

そして、事前調査の結果をもとに、予め作業計画を作成しましょう。作業計画は、車両系建設機械の種類・能力、運行経路、作業の方法を定めるとともに、労働者に周知し、作業計画に基づいて安全に作業しましょう。

大町労働基準監督署管内では、車両系建設機械の転落による死亡災害が2件発生しています。今一度、重機作業の安全対策の徹底をお願いします。

建設業で死亡災害多発！

～建設業の皆様、「重機の転落災害」に注意しましょう！～

令和7年7月末現在、大町労働基準監督署管内では3件の死亡災害が発生しておりますが、そのうち2件は建設業で発生した重機の転落災害になります。

建設現場では、重機の転落災害が後を絶ちません。以下のポイントをもとに、今一度、安全対策の徹底をお願いいたします。



ポイント1：資格の確認！無資格就労を絶対させない！

- ・新規入場者教育等の際、必ず資格証を確認しましょう。
- ・どの重機にどの資格が必要になるか今一度確認しましょう。

ポイント2：作業場所の事前調査を行う！

- ・事前調査をしっかりと行わないと、重機の転落や地山の崩壊等の予期しない災害に繋がる可能性があります。
- ・重機作業を行う前に、作業場所の地形や地質の状態についてしっかり調査を行いましょう。
- ・調査結果は確実に記録として残しましょう。

ポイント3：作業計画を作成し、計画に基づいて作業する！

- ・事前調査の結果をもとに、予め作業計画を作成しましょう。
- ・作業計画には、次の事項を示す必要があります。
 - ①車両系建設機械の種類及び能力
 - ②車両系建設機械の運行経路
 - ③車両系建設機械による作業の方法
- ・作業計画は労働者に周知しましょう。（共有しやすいよう書面に残しましょう。）
- ・作業計画作成時にはリスクアセスメントを実施しましょう。



当署作成のリーフレットも
チェック！詳しくはHPで！